



# 島根県報

令和5年5月23日（火）  
第415号  
（毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	2

**【公 告】**

島根県職員ポータルシステム構築運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（情報システム推進課）	3
島根県自動車管理業務に係る提案競技の実施	（総務事務センター）	7
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	12

**【特定調達公告】**

運転免許証等作成用消耗品の購入に係る随意契約の相手方等	（警 察 本 部）	12
-----------------------------	-----------	----

## 告 示

## 島根県告示第372号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第373号

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年12月23日 公表

令和5年5月15日 変更

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度（令和5年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

## 第1 まあじ

- 1 島根県に配分された漁獲可能量  
26,100トン
- 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	24,500トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

## 第2 まいわし対馬暖流系群

## 1 島根県に配分された漁獲可能量

38,700トン

## 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	38,200トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

**公 告**

島根県職員ポータルシステム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 名称

島根県職員ポータルシステム構築運用保守業務

## (2) 仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (3) 期間

ア 島根県職員ポータルシステム構築業務

契約の日から令和6年9月30日まで

イ 島根県職員ポータルシステム運用保守業務

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

## (4) 提案価格の上限額

279,772,350円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、各年度上限は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和6年度 27,977,235円

令和7年度 55,954,470円

令和8年度 55,954,470円

令和9年度 55,954,470円

令和10年度 55,954,470円

令和11年度 27,977,235円

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

## (1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関

与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

## 3 提案競技説明手続

### (1) 提案競技説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年5月23日（火）から同年6月2日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課システム運用係

ウ 交付手続

交付場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償

で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 担当者届 1部

(8) 提案書提出書 1部

(9) 提案書 7部

(10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和5年6月16日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和5年7月3日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地（県庁本庁舎4階） 島根県総務部情報システム推進課システム運用係

電話 0852-22-5571 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和5年6月2日（金）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和5年6月12日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

## 8 選定方法

- (1) 島根県職員ポータルシステム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。
- (6) 審査は、次の方法で行う。
  - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
  - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

## (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

## (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 前金払

前金払は、行わない。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。

- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 12 提案競技に関する問合せ先  
5の(3)に同じ。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required : One set of Shimane Prefecture portal system
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3:00 p.m. 3 July 2023
- (3) For further details contact : Information System Promotion Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-5571

島根県自動車管理業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称  
島根県自動車管理業務
- (2) 仕様  
別に定める「島根県自動車管理業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 期間  
契約期間  
契約日から令和8年9月30日まで  
管理業務期間  
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 提案価格の上限額  
402,264,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する場合を含む。）に該当しない者であること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- エ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- カ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 令和2年4月1日から提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日までの間に、同様の自動車管理業務を受注した実績を有する者であること。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 決算

(コ) 利益金の配当の割合

(ク) 欠損金の負担の割合

(シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまで該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

## 3 提案競技説明に関する事項

### (1) 提案競技説明書、提案書作成要領及び仕様書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

令和5年5月23日（火）から同年6月20日（火）まで（閉庁日を除く。）の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

### (2) 提案競技説明会

開催しない。

## 4 提案競技に係る質問書



- (1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。  
なお、質問は、FAX又は電子メールにより受け付ける。
- (2) 送付先  
FAX 0852-22-6171  
電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp
- (3) 質問提出期限  
令和5年6月6日(火)午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和5年6月12日(月)に、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

## 5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

### (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。)

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(発行から3か月以内のもの。写しの提出で可とする。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。)

エ 島根県税に係る納税証明書 1部(発行から3か月以内のもの。写しの提出で可とする。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。)

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(発行から3か月以内のもの。写しの提出で可とする。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。)

カ 共同企業体協定書の写し 1部(共同企業体の場合に限る。)

キ 担当者届 1部

ク 受注実績届 1部(契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。)

ケ 役員等名簿 1部

### (2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

### (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和5年6月20日(火)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)

ウ 提出先

11に同じ。

### (4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和5年6月27日(火)付けで、郵送にて通知する。

## 6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

### (1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 5部

ウ 見積書 1部

## (2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和5年7月4日（火）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

11に同じ。

## 7 提案の選定方法

## (1) 選定の体制

ア 島根県自動車管理業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

## (2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格確認審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施して、提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

## (3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により算出する。

## (4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、令和5年7月12日（水）の発送を予定している。

## (5) 第2次審査の実施

令和5年7月20日（木）を予定している。

## (6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

## (7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

## 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

## (1) 契約相手方

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項の規定により、契約予定者と随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

## (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 前金払

前金払は行わない。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

## 10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語、通貨及び時間は、日本語、日本国通貨及び日本標準時とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、提案競技を取りやめ、又は延期することがある。

## 11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

## 【郵送の場合】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係

電話 0852-22-5342 F A X 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

## 【持参の場合】

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係

電話 0852-22-5342 F A X 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

## 12 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required:shimane Prefectural Government Vehicle Management Services

(2) Deadline for submission of proposal documents : 5 :00 p.m. 4 July, 2023

(3) For further details contact : Goods Procurement Division, General Affairs Administration Center, 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5342

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年5月8日から令和6年3月15日まで
- 3 作業地域  
松江市西谷町地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年5月23日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

- 1 件名及び数量  
運転免許証等作成用消耗品
  - (1) IC運転免許証基体カード 121箱
  - (2) 運転経歴証明書基体カード 5箱
  - (3) インクリボン 55箱
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年4月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 尾崎 信太郎 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
  - (1) IC運転免許証基体カード 497,700円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）
  - (2) 運転経歴証明書基体カード 150,600円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）
  - (3) インクリボン 140,000円（単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。